

# 京都市客引き行為等対策審議会 市民公募委員の募集のお知らせ

居酒屋前の呼び込み  
って客引きなの？

安く飲めるなら客引き  
もありなのでは？

ティッシュ配り  
も客引きなの？



もっと客引き対策は  
進まないのかな？

そういった疑問や関心・想いをお持ちの方は、  
ぜひ「客引き行為等対策審議会」の市民公募委員に  
ご応募ください！

審議会では、こんなことを話し合います。

- 条例で禁止される客引き行為ってどんな行為か
- 効果的な客引き対策
- 京都市内の客引き行為等のアンケート調査
- 客引き行為等禁止区域の範囲
- 客引き行為者の現状や指導件数



○ **募集期間** 令和7年2月21日（金）～ 同年3月14日（金） **<必着>**

○ **募集人数** 2人

○ **応募及び問合せ先**

京都市 文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課（担当：田端・中村）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎地下1階

TEL 075-222-3193 FAX 075-213-5539

メールアドレス kurashianzen@city.kyoto.lg.jp

詳しい【募集要領】や【京都市客引き行為等の禁止等に関する条例】  
については、本冊子内容または京都市公式HP【京都市情報館】を  
ご確認ください。

## 募集要領

### 1 募集期間

令和7年2月21日（金）～ 同年3月14日（金） <必着>

### 2 募集人数

2名

### 3 任期

令和7年5月1日～ 令和9年4月30日

### 4 応募資格

令和7年5月1日時点において、次の要件を全て満たしている方

- (1) 客引き行為等の対策に関して、本市の施策に関心があること
- (2) 京都市内に居住、通勤又は通学していること
- (3) 満18歳以上であること
- (4) 平日の日中に開催される会議に出席できること（年1～2回程度）
- (5) 日本語を理解し、日本語により会話することができること（国籍は問いません。）
- (6) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でないこと
- (7) 本市の他の2つ以上の審議会に、市民公募委員として在籍していないこと

### 5 応募方法

下記、(1)(2)のいずれかの方法で御応募ください。（重複応募不可）

- (1) 別紙の応募用紙に必要事項を記入のうえ、小論文（課題「京都市内における客引き行為等に関して思うこと」（800字以内））を添えて、持参、郵送、FAX又はメールにより御応募ください。

なお、お送りいただいた応募用紙は返却しませんので、御了承ください。

- (2) 市公式ホームページ「市民公募委員募集」（応募フォームのリンクがあります。）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000337364.html>

※スマートフォン等の情報端末からお申込みいただく場合は、こちらの二次元コードを読み取ってください。



### 6 選考

応募事項をもとに書類選考します。

選考結果は、4月中旬頃に応募者全員に文書により通知します。

### 7 委員の仕事

京都市客引き行為等対策審議会に出席し、客引き行為等対策に係る施策（客引き行為等禁止区域の指定その他重要事項）に関する議論に参加いただきます。

委員は、学識経験者の方々など全6名（市民公募委員を含む。）です。

### 8 その他

審議会の出席ごとに、委員報酬をお支払いする予定です。

## 「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の概要

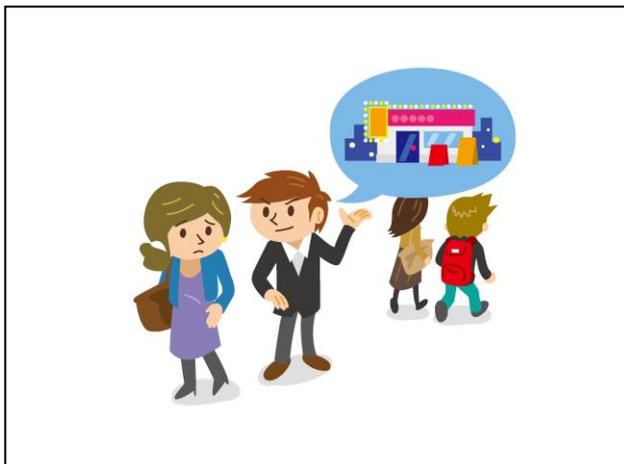
本市の全域において、次の①から③までの客引き行為等を行わないよう、事業者の皆様  
の責務を定めるとともに、客引き行為等が問題となっている特定の区域（客引き行  
為等禁止区域）では、客引き行為等を禁止しています。

### ① 客引き行為



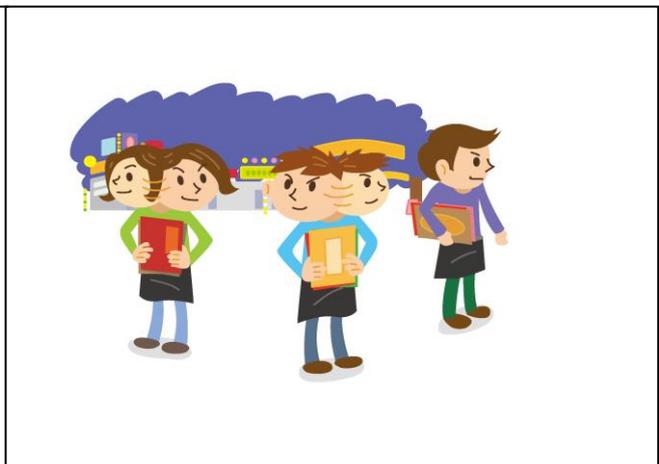
道路、公園その他の公共の場所（以下「公共の場所」といいます。）において、不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為のことをいいます。

### ② 勧誘行為



公共の場所において、いわゆる「スカウト行為」により、特定の者を勧誘することをいいます。

### ③ 客待ち行為・勧誘待ち行為



客引き行為又は勧誘行為をする目的で、公共の場所において、相手方となるべき者を待つことをいいます。

客引き行為等禁止区域においては、他人に①から③までの客引き行為等をさせることも禁止です。

# 客引きはダメ



## 客引きについていかないで!

**違反店舗名等公表中!**

京都市 客引き禁止



 京都市  
CITY OF KYOTO

安いように思えても、実は飲食料金に客引き代が上乗せされています！  
うまい話にはのらない！客引きについて行かない！  
市民ぐるみで客引きのないまち・京都を実現していきましょう！

京都市客引き行為等対策審議会 市民公募委員応募用紙

【 提出締切：令和7年3月14日（金） 必着 】

ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日 (令和7年5月1日現在 歳)	性別	
住所及び 電話番号	〒 ー  TEL ( ) ー		
職 業	(市外在住の方のみ)		
	通勤・通学先の所在地	京都市 区	
	通勤・通学先の名称		
応募理由			
地域活動や市民活動など、これまで取り組んでこられた活動があれば、お書きください。			

